令和４年１１月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案

かずさ水道広域連合企業団

令和４年１１月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案目録

議案等番号	件　　名	頁
議案第１号	専決処分の承認を求めることについて（かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	1
議案第２号	令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第１号）	9
議案第３号	かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第４号	かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	27
議案第５号	令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について	31
議案第６号	監査委員の選任について	33
報告第１号	令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について	35
報告第２号	令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	43

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和４年１１月１４日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　芳　邦

提案理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る国家公務員の育児休業等に関する法律の改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、育児休業等の取得要件を緩和するとともに、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずる必要があるため、かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を令和４年１０月１日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専　決　処　分　書　　

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分とする。

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
（別紙のとおり）

令和４年１０月１日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長　　渡　辺　　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１０月１日専決処分

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「第３条の２第３号及び第３条の３において」を「以下」に、「いう。）（」の次に「当該子の出生の日から第５条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日」を、「該当する場合にあっては、」の次に「当該子が」を加え、「特定職に引き続き」を「引き続いて特定職（任命権者を同じくする職その他の任命権者が定める職をいう。以下同じ。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア中(ウ)を(イ)とし、同号イを次のように改める。

イ　次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）　その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第３条の２第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条第４号ウを削る。

第３条の２第２号中「この条及び次条第１号において」を削り、同条第３号中「養育するため、

非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、」を「養育するために育児休業をしようとする非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第５条第７号に掲げる事情に該当するときにあってはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、広域連合企業長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が」を「（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して」に改め、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア　当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第３条の２第３号に次のように加える。

エ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第３条の３中「養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６月到達日の翌日（当該子の１歳６月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、」を「養育するために育児休業をしようとする非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第５条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、第１号として次の１号を加える。

(1)　当該非常勤職員が当該子の１歳６月到達日の翌日（当該子を養育する非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第３条の３に次の１号を加える。

(4)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第４条を次のように改める。

第４条　削除

第５条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、同条第８号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に改め、「伴い、当該」の次に「育児休業に係る子について、当該更新前の」を加え、「引き続き採用される」を「採用の」に改め、同号を同条第７号とする。

第５条の次に次の１条を加える。

（法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第５条の２　法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、５７日間とする。

第１０条第６号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第１６条を第１８条とし、第１５条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第１６条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１７条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2)　育児休業に関する相談体制の整備

(3)　その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第５条（第５号に係る部分に限る。）及び第１０条（第６号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第２号

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第１号）

第１章　　水　道　事　業

第１条　令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事　　項	期　　間	限　度　額
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	令和１０年度まで	79,680千円
水道料金等徴収検針業務委託に係る経費	令和１０年度まで	2,774,000千円

第２章　水道用水供給事業

第１条　令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
支		出	
第１款　水 道 事 業 費 用	6,501,047千円	93,000千円	6,594,047千円
第１項　営　業　費　用	6,199,547千円	93,000千円	6,292,547千円

第３条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事　　項	期　　間	限　度　額
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	令和１０年度まで	19,920千円

令和４年１１月１４日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

第１章　　水 道 事 業

債務負担行為に関する調書
（水道事業）

（本年度提出に係る分）

【 追加 】

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	79,680	—	—	令和１０年度まで	79,680		21,266		58,414
水道料金等徴収検針業務委託に係る経費	2,774,000	—	—	令和１０年度まで	2,774,000				2,774,000

（本年度議決済みに係る分）

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
集中監視設備更新に係る経費	363,000	—	—	令和５年度まで	363,000		99,000		264,000
木更津市域配水管改良に係る経費	356,000	—	—	令和５年度まで	356,000		83,067		272,933
君津市域配水管更新に係る経費	185,000	—	—	令和５年度まで	185,000		43,167		141,833
富津市域配水管更新に係る経費	332,000	—	—	令和５年度まで	332,000		77,467		254,533
袖ケ浦市域配水管改良に係る経費	238,000	—	—	令和５年度まで	238,000		55,533		182,467
上烏田浄水場配水池等更新基本設計業務委託に係る経費	19,000	—	—	令和５年度まで	19,000				19,000
水道施設強靭化に向けた対策検討業務委託に係る経費	17,000	—	—	令和５年度まで	17,000				17,000
伊豆島配水池等耐震化基本計画策定業務委託に係る経費	8,000	—	—	令和５年度まで	8,000				8,000
中台浄水場系基幹管路耐震化基本計画策定業務委託に係る経費	7,000	—	—	令和５年度まで	7,000				7,000

（過年度議決済みに係る分）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
木更津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	588,000	―	―	令和６年度まで	588,000				588,000
君津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	787,000	―	―	令和６年度まで	787,000				787,000
かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託に係る経費	470,000	令和２年度から令和３年度まで	156,477	令和５年度まで	313,523		74,617		238,906
富津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	404,000	令和３年度	128,436	令和５年度まで	275,564				275,564
袖ケ浦市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	391,000	令和３年度	112,134	令和５年度まで	278,866				278,866

第２章　　水道用水供給事業

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第１号）実施計画

（水道用水供給事業）

収　益　的　収　入　及　び　支　出

支　　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
			千円 6,501,047	千円 93,000	千円 6,594,047	
１．水道事業費用	１．営業費用		6,199,547	93,000	6,292,547	
		２．送　水　費	701,343	93,000	794,343	水道事業及び構成団体への送水に要する費用

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（　水道用水供給事業　）

（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）

（単位：千円）

	既決予定額	補正予定額	計
１ 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	130,170	△ 84,545	45,625
減価償却費	2,386,188	0	2,386,188
固定資産除却費	33,531	0	33,531
引当金の増減額(△は減少)	19,876	0	19,876
長期前受金戻入額	△ 277,872	0	△ 277,872
受取利息及び受取配当金	△ 2	0	△ 2
支払利息	78,626	0	78,626
未収金の増減額(△は増加)	9,014	55,211	64,225
未払金の増減額(△は減少)	331,788	△ 159,015	172,773
前払金の増減額（△は増加）	0	189,680	189,680
小計	2,711,319	1,331	2,712,650
利息及び配当金の受取額	2	0	2
利息の支払額	△ 78,626	0	△ 78,626
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,632,695	1,331	2,634,026
２ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 1,934,853	△ 436,038	△ 2,370,891
国庫補助金等による収入	138,261	0	138,261
特定収入割合５％超えによる控除対象外消費税及び地方消費税	△ 12,548	0	△ 12,548
投資に係る未払金等債務の増減額(△は減少)	56,611	△ 492,619	△ 436,008
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,752,529	△ 928,657	△ 2,681,186
３ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000	0	300,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 782,385	0	△ 782,385
他会計からの出資による収入	10,100	0	10,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 472,285	0	△ 472,285
資金増加額（又は減少額）	407,881	△ 927,326	△ 519,445
資金期首残高	5,511,323	1,322,147	6,833,470
資金期末残高	5,919,204	394,821	6,314,025

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書
（水道用水供給事業）

（本年度提出に係る分）

【 追加 】

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左　の　財　源　内　訳			
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	19,920	—	—	令和１０年度まで	19,920				19,920

（本年度議決済みに係る分）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左　の　財　源　内　訳			
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
十日市場浄水場インバータ設備更新に係る経費	582,000	—	—	令和５年度まで	582,000		149,490		432,510
第２中継ポンプ場電気計装設備更新工事に伴う監視制御設備更新に係る経費	167,000	—	—	令和５年度まで	167,000				167,000
大寺浄水場特別高圧受変電所耐震化工事（建替）に伴う実施設計業務委託に係る経費	108,000	—	—	令和６年度まで	108,000				108,000
大寺浄水場フロック形成池１号池フロキュレータ点検整備に係る経費	22,000	—	—	令和５年度まで	22,000				22,000
第２南部調整池２号池修繕に係る経費	296,000	—	—	令和５年度まで	296,000				296,000
水道施設強靭化に向けた対策検討業務委託に係る経費	4,250	—	—	令和５年度まで	4,250				4,250

（過年度議決済みに係る分）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左　の　財　源　内　訳			
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
第２中継ポンプ場設備更新に係る経費	1,286,000	—	—	令和５年度まで	1,286,000		202,330		1,083,670
浄水場運転管理業務委託に係る経費	1,270,000	—	—	令和６年度まで	1,270,000				1,270,000
かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託に係る経費	20,000	令和２年度から令和３年度まで	4,954	令和５年度まで	15,046				15,046

令和４年度かずさ水道広域連合企業団水道事業予定貸借対照表
（ 水道用水供給事業 ）

（ 令 和 5 年 3 月 31 日 ）

（単位：千円）

資　産　の　部

1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		4,878,004		
ロ 建物	11,182,504			
減価償却累計額	△ 6,876,159	4,306,345		
ハ 構築物	68,515,753			
減価償却累計額	△ 39,157,346	29,358,407		
ニ 機械及び装置	33,887,324			
減価償却累計額	△ 23,144,297	10,743,027		
ホ 車両運搬具	16,512			
減価償却累計額	△ 12,776	3,736		
ヘ 船舶	4,956			
減価償却累計額	△ 4,708	248		
ト 工具、器具及び備品	474,062			
減価償却累計額	△ 313,470	160,592		
チ 建設仮勘定		1,148,405		
有形固定資産合計			50,598,764	
(2) 無形固定資産				
イ 施設利用権		61,622		
ロ その他無形固定資産		1,579		
無形固定資産合計			63,201	
固定資産合計				50,661,965
2 流動資産				
(1) 現金・預金			6,314,025	
(2) 未収金			485,225	
(3) 貯蔵品			26,000	
流動資産合計				6,825,250
資産合計				**57,487,215**

負　債　の　部			
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,584,933		
企業債合計		4,584,933	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	379,816		
引当金合計		379,816	
固定負債合計			4,964,749
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	666,906		
企業債合計		666,906	
(2) 未払金		854,113	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	31,953		
ロ 法定福利費引当金	6,141		
引当金合計		38,094	
(4) その他流動負債		8,882	
流動負債合計			1,567,995
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		18,773,497	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 12,369,652	
繰延収益合計			6,403,845
負債合計			12,936,589
資　本　の　部			
6 資本金			
(1) 出資金		18,876,612	
(2) 組入資本金		23,299,916	
資本金合計			42,176,528
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	1,524,093		
ロ 受贈財産評価額	233		
ハ その他資本剰余金	309		
資本剰余金合計		1,524,635	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	603,838		
ロ 当年度未処分利益剰余金	245,625		
利益剰余金合計		849,463	
剰余金合計			2,374,098
資本合計			44,550,626
負債資本合計			**57,487,215**

議案第３号

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１１月１４日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１９条第２項中「１８日」の次に「（１月間の日数（かずさ水道広域連合企業団の休日を定める条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第２号）第２条第１項各号に掲げる日の日数は、参入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあっては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４号

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和３年度決算における未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

令和４年１１月１４日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

○令和３年度決算における未処分利益剰余金の処分

１　水道事業の部

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	25,222,549,852	3,029,023,924	1,924,185,309
議会の議決による処分額	871,278,527	0	△ 1,649,727,544
減債積立金への積立	0	0	△ 778,449,017
資本金への組入	871,278,527	0	△ 871,278,527
処分後残高	26,093,828,379	3,029,023,924	（繰越利益剰余金） 274,457,765

２　水道用水供給事業の部

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	40,911,147,535	1,524,635,153	2,059,118,106
議会の議決による処分額	1,255,279,744	0	△ 1,859,118,106
減債積立金の積立	0	0	△ 603,838,362
建設改良積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	1,255,279,744	0	△ 1,255,279,744
処分後残高	42,166,427,279	1,524,635,153	（繰越利益剰余金） 200,000,000

議案第５号

令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和４年１１月１４日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

決算書、意見書及び付属資料は別冊のとおり

議案第６号

監査委員の選任について

次の者をかずさ水道広域連合企業団監査委員に選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和４年１１月１４日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　　芳　邦

住　　所　　富津市富津２４４４
氏　　名　　佐久間　勇
生年月日　　昭和３０年９月１６日

報告第１号

令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について

令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和４年１１月１４日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　芳　邦

令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1資本的支出	1建設改良費	畑沢地先道路改良工事に伴う配水管改良工事	48,840,000	0	48,840,000	0	0	48,840,000	0	0	木更津市施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		祇園一丁目地先下水道工事に伴う配水管改良工事	14,476,000	0	14,476,000	0	0	14,476,000	0	0	木更津市施工の下水道工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		笹子地先道路改良工事に伴う配水管改良工事	5,720,000	0	5,720,000	0	0	5,720,000	0	0	木更津市施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		祇園三丁目地先下水道工事に伴う配水管改良工事	15,950,000	0	15,950,000	0	0	15,950,000	0	0	木更津市施工の下水道工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		井尻地先道路改良工事に伴う配水管改良工事	9,185,000	0	9,185,000	0	0	9,185,000	0	0	君津土木事務所施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		祇園二丁目地先下水道工事に伴う仮設配水管布設工事	6,798,000	0	6,798,000	0	0	6,798,000	0	0	木更津市から令和4年度に実施予定であった水道管移設工事の前倒し実施依頼があり、工事日数を確保するため、履行期間を2か年に設定したため。(木更津市域)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	本郷一丁目地先排水路整備に伴う配水管改良工事	5,720,000	0	5,720,000	0	0	5,720,000	0	0	令和4年度に実施予定であった木更津市施工の排水路整備工事が令和3年度に前倒しとなり、本工事を発注する必要が生じ、履行期間を2か年に設定したため。(木更津市域)
		中野一丁目地先配水管更新工事	81,015,000	71,303,045	9,711,955	2,921,000	0	6,790,955	0	0	ダクタイル鋳鉄管に使用している塗料の不適切行為による出荷停止に伴い、工事を一時見合わせ、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)
		清和市場浄水場構築物等更新工事	42,471,000	26,831,453	15,639,547	5,213,000	10,400,000	26,547	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)
		高水・利根地先配水管更新工事	55,308,000	48,492,642	6,815,358	2,029,000	0	4,786,358	0	0	君津市施工の法面補修工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)
		下湯江地先配水管切廻し工事	2,035,000	0	2,035,000	0	0	2,035,000	0	0	君津土木事務所施工の用排水路工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)
		車両一体型給水タンク車(富津・袖ケ浦市域)購入	23,541,312	0	23,541,312	0	0	23,541,312	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、本契約期間までの納入が困難となったため。(富津・袖ケ浦市域)
		神納地先配水管改良工事	78,067,000	72,468,000	5,599,000	1,595,000	0	4,004,000	0	0	ダクタイル鋳鉄管に使用している塗料の不適切行為による出荷停止に伴い、工事を一時見合わせ、工期内での完了が困難となったため。(袖ケ浦市域)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	令和新川橋建設に伴う奈良輪地先配水管橋梁添架工事	21,569,900	0	21,569,900	0	0	21,569,900	0	0	袖ケ浦市施工の道路築造工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(袖ケ浦市域)
		林加圧場自家用発電機設置工事	14,355,000	0	14,355,000	3,297,000	0	11,058,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(袖ケ浦市域)
		奈良輪地先配水管改良工事	30,910,000	0	30,910,000	0	0	30,910,000	0	0	歩道の堀削を行ったところ擁壁の傾斜部に沿って地盤崩れが発生し、袖ケ浦市道路管理者との施工方法協議に期間を要し、残工事の施工方法も変更することとなり、工期内での完了が困難となったため。(袖ケ浦市域)
		道路築造工事に伴う奈良輪地先配水管布設工事	10,483,000	0	10,483,000	0	0	10,483,000	0	0	袖ケ浦市施工の道路築造工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(袖ケ浦市域)
		公共基準点移設復旧業務委託	935,000	0	935,000	0	0	935,000	0	0	神納地先配水管改良工事の工期延長に伴い、工期内での完了が困難となったため。(袖ケ浦市域)
合計			467,379,212	219,095,140	248,284,072	15,055,000	10,400,000	222,829,072	0	0	

令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書（水道用水供給事業）

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	
1資本的支出	1建設改良費	大寺浄水場中間ポンプ棟中央監視設備更新工事	242,000,000	0	242,000,000	242,000,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。
		大寺浄水場薬品注入機械設備更新及び浄水場PAC追加注入機械設備工事	171,811,200	0	171,811,200	171,811,200	0	0	設備への機器の据付けにあたり、据付箇所の耐震性が脆弱であることが判明し、補強を行うため工法を変更することとなり、材料調達・製作に時間を要したことにより工期内での完了が困難となったため。
		大寺浄水場薬品注入電気計装設備更新及び浄水場PAC追加注入電気設備工事	168,979,800	0	168,979,800	168,979,800	0	0	関連工事の追加工事により、既設設備の撤去に遅れが生じ、工程及び作業内容の見直しを行うこととなり、工期内での完了が困難となったため。
		大寺浄水場薬品注入電気計装設備更新及び浄水場PAC追加注入電気設備工事に伴う監視制御設備工事	54,923,000	0	54,923,000	54,923,000	0	0	関連工事の追加工事により、既設設備の撤去に遅れが生じ、工程及び作業内容の見直しを行うこととなり、工期内での完了が困難となったため。
		大寺・十日市場浄水場水質計器更新工事	167,200,000	0	167,200,000	167,200,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。
合計			804,914,000	0	804,914,000	804,914,000	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金			
1水道事業費用	1営業費用		円	円	円	円	円	円	
		十日市場浄水場ポンプ設備点検整備工事	29,282,000	0	29,282,000	29,282,000	0	0	ポンプの点検整備において、部品の追加交換が必要となったが、銅材需要の高まりによる供給不足により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。
		大寺・十日市場浄水場弁類点検整備工事	11,451,000	0	11,451,000	11,451,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。
合計			40,733,000	0	40,733,000	40,733,000	0	0	

報告第２号

令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和４年１１月１４日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　渡　辺　芳　邦

令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率算定表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定しました。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計（水道事業）	－％	２０％
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）	－％	

表中資金不足比率の欄の「－」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

資金不足比率の算定

資金不足比率は、資金不足を、事業規模（営業収益の規模）と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、算定式は次のとおりとなります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額（（流動負債－控除企業債※1）－（流動資産－控除額※2））}}{\text{事業の規模　（営業収益）}}$$

※１　１年以内に償還の企業債

※２　未収金のうち現金会計である他会計から収入する予定のものであって、当該他会計の令和３年度決算において歳出として計上されなかったもの

（単位：千円）

$$\text{水道事業} = \frac{(6,249,505-1,821,244)-(9,571,671-722)}{8,540,128} = \frac{\triangle 5,142,688}{8,540,128} = -\%$$

$$\text{水道用水供給事業} = \frac{(1,949,557-782,384)-7,598,600}{5,808,673} = \frac{\triangle 6,431,427}{5,808,673} = -\%$$

（『資金の不足額』がマイナスとなる場合、流動資産が流動負債を上回るため、資金の不足がないことを表します。）

以上により算定した結果、水道事業及び水道用水供給事業のいずれも資金の不足額がないことから、「資金不足比率なし」となります。

か 水 広 監 第 8 号
令 和 4 年 9 月 1 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長　渡　辺　芳　邦　　様

かずさ水道広域連合企業団
監　査　委　員　　多　田　　賢

監査委員職務執行者　　石　井　　志　郎

令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により審査に付された令和３年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

かずさ水道広域連合企業団 4.9.-1 か水広総第347号 受付

令 和 ３ 年 度

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見

１　審査の対象

令和３年度の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

２　審査の方法

資金不足比率審査は、広域連合企業長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として、決算書等関係書類を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し実施した。

３　審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計 （水道事業）	―	２０％
水道事業会計 （水道用水供給事業）	―	

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

いずれの会計においても、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

$$\text{水道事業} = \frac{\text{資金の不足額}\quad \triangle 5,142,688\text{ 千円}}{\text{事業の規模}\quad 8,540,128\text{ 千円}}$$

$$\text{水道用水供給事業} = \frac{\text{資金の不足額}\quad \triangle 6,431,427\text{ 千円}}{\text{事業の規模}\quad 5,808,673\text{ 千円}}$$